利息分割受取型定期預金規定

１．　（自動継続）

(1) 利息分割受取型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間のこの預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．　（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記 1.(2) の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）を基準に計算し、次のとおり支払います。

①　利息の支払いが 1 か月ごとの場合

預入日から満期日の 1 か月前の応当日までの間に到来する預入日の 1 か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

1 か月ごとの利息の支払額=預入金額×約定利率×1／12

②　利息の支払いが 2 か月ごとの場合

預入日から満期日の 2 か月前の応当日までの間に到来する預入日の 2 か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

2 か月ごとの利息の支払額＝預入金額×約定利率×2／12

③　利息の支払いが 3 か月ごとの場合

預入日から満期日の 3 か月前の応当日までの間に到来する預入日の 3 か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指

定口座へ入金します。

3か月ごとの利息の支払額＝預入金額×約定利率×3／12

④　利息の支払いが4か月ごとの場合

預入日から満期日の4か月前の応当日までの間に到来する預入日の4か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

4か月ごとの利息の支払額＝預入金額×約定利率×4／12

⑤　利息の支払いが6か月ごとの場合

預入日から満期日の6か月前の応当日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、以下の計算式で計算した約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。その利息を差し引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

6か月ごとの利息の支払額＝預入金額×約定利率×6／12

ただし、前記①～⑤による利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（前記2.（1）で支払われた利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を定期預金共通規定 2.（1）により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の預入期間に応じた利率（スーパー定期は小数点第3位以下、大口定期預金は小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、前記2.（1）の利息が支払われている場合には、その支払額（前記2.（1）による利息の支払日が複数ある場合はその合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①　スーパー定期の場合

A.　預入日の１年後および２年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a.　６か月未満……解約日における普通預金の利率

b.　６か月以上１年未満……約定利率×50%

c.　１年以上２年未満……約定利率×70%

B.　預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a.　６か月未満……解約日における普通預金の利率

b.　６か月以上１年未満……約定利率×40%

c.　１年以上１年６か月未満……約定利率×50%

d.　１年６か月以上２年未満……約定利率×60%

e.　２年以上２年６か月未満……約定利率×70%

f.　２年６か月以上３年未満……約定利率×90%

C.　預入日の４年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a.　６か月未満……解約日における普通預金の利率

b.　６か月以上１年未満……約定利率×40%

c.　１年以上１年６か月未満……約定利率×50%

d.　１年６か月以上２年未満……約定利率×60%

e.　２年以上２年６か月未満……約定利率×70%

f.　２年６か月以上３年未満……約定利率×80%

g.　３年以上４年未満……約定利率×90%

D.　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a.　６か月未満……解約日における普通預金の利率

b.　６か月以上１年未満……約定利率×30%

c.　１年以上１年６か月未満……約定利率×40%

d.　１年６か月以上２年未満……約定利率×50%

e.　２年以上２年６か月未満……約定利率×60%

f.　２年６か月以上３年未満……約定利率×70%

g.　３年以上４年未満……約定利率×80%

h.　４年以上５年未満……約定利率×90%

②　大口定期預金の場合

A.　預入日の１か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のａ、ｂおよびｃ（ｂおよびｃの算式により計算した利率の小数点第４位以下は切捨てます。ただし、ｃの算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。）のうち最も低い利率。

a.　解約日における普通預金の利率

b.　約定利率－約定利率×30%

c.　約定利率 $-\dfrac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

B.　預入日の１か月後の応当日以後に解約する場合には、次のａおよびｂの算式により計算した利率（小数点第４位以下は切捨てます。ただし、ｂの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

a.　約定利率－約定利率×30%

b.　約定利率 $-\dfrac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

３．　（その他）

その他事項につきましては、「定期預金共通規定」をご参照ください。

４．　（規定の改定）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（令和２年４月１日現在）